

陳情一覽表

平成30年11月28日(水)

陳情番号	件名	陳情者	付託委員会
陳情第4号	陳情書「中部電力のリニア送電線に関する陳情書」	中津川市高山2181 長谷川 浩 ほか32名	産業建設委員会
陳情第5号	陳情書「消防団条例第17条に基づき消防団員に対し10,962,600円の支払いを求める事に関する陳情」	中津川市在住 伊藤 いくこ	総務企画委員会
陳情第6号	陳情書「消防団条例第17条の警戒の自宅待機を手当の対象から外す事を求める事に関する陳情」	中津川市在住 伊藤 いくこ	総務企画委員会
陳情第7号	陳情書「国指定史跡苗木城跡一帯の観光地化推進に関する陳情」	中津川市苗木7516番地の1 苗木地域まちづくり推進協議会 会長 杉山 直己	産業建設委員会

陳情文書表

平成30年第5回中津川市議会（定例会）

平成30年11月28日（水）

受理番号	陳情第4号	受理年月日	平成30年8月29日
件名	陳情書「中部電力のリニア送電線に関する陳情書」		
陳情者	中津川市高山2181 長谷川 浩 ほか32名	付託委員会	産業建設委員会
<p>1、陳情の趣旨 若山地区住民の意向に沿い、若山地区周辺の高山財産区苗木財産区内には高压電線、鉄塔を建てることの無いよう要望します。</p> <p>2、陳情の理由 現在私たちは、県立自然公園、世に知られる恵那峡、そして保養地として知られ、中津川市重要文化財に登録されているローソク温泉郷に生活するものです。 そこに思いもよらずリニア新幹線のための高压電線が通ることを中部電力から平成27年に提案されました。これまで6回の説明会を開き、中部電力の意向を聞き、鉄塔建設とは関係の無いボーリング調査を認め、さらにローソク温泉と住民生活を守る代替案を中部電力に示してきました。 しかし、中部電力は鉄塔建設とは無関係のボーリング調査を建設のためとすり替え、住宅近くに高压電線が通ることを変更しようとしません。 若山地区には中津川市の天然記念物の希少種であるシデコブシがあります。特にシデコブシは中津川市の指定文化財になっており、春になると多くの人々が観賞に訪れています。 また、福岡マレットゴルフ場（ゴルフ見晴の郷）は県内はもちろん県外からも多くの人々が競技にやってきます。ゴルフ場の頂上からは県立公園をはじめ、御嶽山、恵那山を一望できる絶景の場所です。この観光名所のすぐそばに60mの高さに及ぶ高压鉄塔が立つことになっています。自然景観の上でも大きな影響を与えることは免れません。 また、湯之島ラジウム鉱泉保養所（ローソク温泉）は、ラジウム含有量日本第一位であり、全国各地から治癒力を高める効力を求め多くの方が来て見えます。患者さんや若山地区の住民はラジウム温泉郷として保養やウォーキングをして楽しんでいます。しかしあらゆる幹線を通った場合でも高压電線の下を通ることになり、心の安らぎと病気の療養を求めてきたお客さんに対して風評被害を与えることは言うまでもなく、ローソク温泉の所有者の方も本当に心配しています。当地区住民においても日夜送電線と鉄塔を間近に仰ぎ見ることとなりその心理的不快感は払えないものと成ります。また電磁波被爆の問題も各地で起こっており、子供たちの将来を考えると見過ごすことは出来ません。 6回の中中部電力の説明会のなかで、電磁波の体に対する影響、別ルートへの模索、景観に対する保償、鉄塔への落雷、電線の音響被害、電圧に対する説明、2</p>			

年後の別会社への移行など、どれもこれも不十分な回答しか得られませんでした。

過去当地区には、産業廃棄物終末処理施設、ゴルフ場、砂上げなど様々な開発計画が持ち上がりましたが、環境破壊、住民の健康被害があるという理由からそれらの計画をすべてお断りしてまいりました。送電線から発生する電磁波についても国際的評価の高い疫学研究の結果に学び、曖昧な科学主義を認めず予防原則に徹し、今後も先人が守り続け、遺してくれた豊かな自然と住みよい環境を後世へ引き継いでゆきたいという考えは地区全体の総意です。

これらの経緯より若山地区は熟考した末、現段階の鉄塔と高圧送電線の建設計画については断固拒否するとの意向を決定致しました。

陳情文書表

平成30年第5回中津川市議会（定例会）

平成30年11月28日（水）

受理番号	陳情第5号	受理年月日	平成30年11月21日
件名	陳情書「消防団条例第17条に基づき消防団員に対し10,962,600円の支払いを求める事に関する陳情」		
陳情者	中津川市在住 伊藤 いくこ	付託委員会	総務企画委員会
<p>(1) 要旨 消防団条例第17条に基づき消防団員に対し10,962,600円の支払いを求める</p> <p>(2) 理由 平成30年9月13日、監査委員は中津川市長に対し、平成30年10月31日までに、中津川市消防団に出動手当過払い金2,951,300円の返還請求をするよう勧告しました。</p> <p>中津川市長は勧告を受けてから、消防本部を通じ団員に調査の指示をし、各分団から自宅待機記入簿を提出させ、その集計表を消防本部が作成し、警報発令一覧表・出動記録簿をてらし合わせ、市の職員で警報時に市の職務として出動しなくてはいけない団員ははずす等、精査した書類を確認の上、平成30年10月31日中津川市長は勧告後平成29年度における中津川市消防団員の警報発令時の自宅待機について団員に調査した所、自宅待機の確認ができ、出動手当の過払いは生じていないと判明した為、中津川市消防団に返還の請求はしないこととすると、独自措置を行いました。</p> <p>各分団が提出し報告してきた自宅待機記入簿の集計金額は13,913,900円です。</p> <p>現在、集計金額は市長命令で精査中で金額が変わるそうですが、勧告の過払い金2,951,300円を引くと、10,962,600円の未払いを市長と消防本部は確認しています。</p> <p>消防団条例第17条には「団員には別表に掲げる手当を支給する」とあり、別表には「警戒」と記載があり、中津川市消防団条例別表の手当に関する運用基準には「警戒の自宅待機は団長の命令以外は支給しない」とあります。</p> <p>また、様式第6号（第4条関係）公文書不存在通知書、中消警第173号平成30年6月21日付別紙には「団長からの命令により自宅待機している」と記載があります。（この情報公開請求は、平成29年度の消防団員手当に関する書面を請求しています。）</p> <p>この自宅待機は警戒であり、警戒は消防団条例第17条の手当にあたる為、この条例に基づき、消防団員に対し、10,962,600円の支払いを求める。</p>			

陳 情 文 書 表

平成 3 0 年 第 5 回 中 津 川 市 議 会 （ 定 例 会 ）

平成 3 0 年 1 1 月 2 8 日 （ 水 ）

受理番号	陳情第 6 号	受理年月日	平成 3 0 年 1 1 月 2 1 日
件名	陳情書「消防団条例第 1 7 条の警戒の自宅待機を手当の対象から外す事を求める事に関する陳情」		
陳情者	中津川市在住 伊藤 いくこ	付 託 委 員 会	総務企画委員会
<p>(1) 要旨 消防団条例第 1 7 条の警戒の自宅待機を手当の対象から外す事を求める。</p> <p>(2) 理由 ①平成 2 7 年 3 月 2 7 日に消防団条例第 1 7 条が改正され、それまでなかった運用基準も設けられました。この改正案の協議は、消防本部と消防団であり、平成 2 7 年 2 月 2 6 日に中津川市長より市議会へ上程されている為、市長、消防本部、消防団は改正条例と運用基準について、内容を把握されています。</p> <p>また、団員は平成 2 9 年度から新しく作成された委任状を全団員提出しており、そこには「中津川市消防団条例別表の手当に関する運用基準による」と記載がある為、それについて知っている事になります。また、中津川市のホームページで見る事ができます。</p> <p>②平成 2 9 年 6 月 2 0 日総務企画委員会日程第 3 陳情 4 号にて、松葉消防長が、「運用基準につきましては、従前から、訓練記録、警戒記録の内容を記録したものを出勤記録とあわせて、出勤記録簿として提出するという意味で規定をしております。手当につきましても、訓練手当、警戒手当という事なく、出勤手当として一括しております」と市の回答として発言されています。また、平成 3 0 年度の手当について消防団と協議していくとも発言されていますが、手当はすりあわせで支払されるものではなく、条例に基づき支給されるものです。</p> <p>③平成 3 0 年 6 月 2 1 日中消警第 1 7 3 号別表にて、「警戒での自宅待機については出勤ではありませんので、出勤記録簿に記載されておられません」とあるが、これはまちがいではないか？ また、「警報が発令した時点で、団長からの命令により自宅待機している」とあるが、運用基準の警戒の業務内容の時系列から考えて、これはムリではないか？</p> <p>④警報が発令した時点で、団長からの命令により自宅待機しているとの事ですが、平成 2 9 年 7 月 1 3 日（木）0 1 : 1 1 ~ 0 5 : 0 4 大雨警報、団員さんはねていないのでしょうか？ 8 月 7 日（月）1 0 : 1 5 大雨警報発令、同日 1 8 : 2 6 暴風警報発令、8 月 8 日（火）0 3 : 1 0 暴風警報解除、同日 1 1 : 3 3 大雨警報解除。団員さんはお仕事に行かれてないのでしょうか？</p> <p>⑤平成 2 9 年度、企画広報分団出勤簿 8 月 7 日に「台風 5 号自宅待機」とあり、松葉消防長が言われたとおり、出勤記録簿として本部に提出されています。</p> <p>条例や運用基準がわかっていながら、ゴルフや飲み会、バーベキュー、慰安旅</p>			

行まで出動として出動記録簿に記入があるのに、警報発令後に自宅待機の記載が出動記録簿にないのは、自宅待機していない、又はできなかったから記載がないと考えるのが妥当だと考えられます。

⑥平成30年9月13日監査委員から、中津川市消防団への出動手当過払い金2,951,300円の返還請求勧告後、1年も前の団員のおぼろげな記憶で作成された信憑性のない自宅待機記入簿が提出され、それを市長が10月31日に了承したのですから、勧告の金額との差額10,962,600円が税金から支払われる事になるでしょう。ちなみに自宅待機をしていた証拠となる書面等は提出されていません。

⑦待機とは、準備をととのえて機会がくるのを待つ事とあります。待機中に制服の着用は義務づけられていないようですが、本当に待機する気があるのならば、本来なら警報発令後に制服を着て、7月13日防災団員、10月22日落合分団の出動記録簿記載のように、詰所にて待機するべきです。

今回のように、1年後に信憑性のない記録簿が提出されたり、それに対して税金がたれ流される事に対して納税者としてぞっとします。

また、自宅待機については、誰も確認していない為、偽る事も可能です。

消防本部は、支出命令添付書類の金額を偽って作成しました。平成30年3月13日総務企画委員会で警防課長河合さんは「20回以上出動している団員はいない」と出動記録簿と異なる発言をされました。

以上の観点から、消防団、消防本部の発言等はまちがいが多くとても信用できません。

本当に自宅待機しているかも信用できませんので自宅待機を手当の対象から外す事を求めます。

陳 情 文 書 表

平成30年第5回中津川市議会（定例会）

平成30年11月28日（水）

受理番号	陳情第7号	受理年月日	平成30年11月22日
件名	陳情書「国指定史跡苗木城跡一帯の観光地化推進に関する陳情」		
陳情者	中津川市苗木7516番地の1 苗木地域まちづくり推進協議会 会長 杉山 直己	付託委員会	産業建設委員会
<p>1、陳情の要旨</p> <p>近年、苗木城跡への訪問客増大は、地元として大変喜ばしいことであります。これへの対応も行政が力を入れ、地元も対応に努力してきた結果であると考えています。しかし、この状態を一時的なものとして看過するのではなく、さらに充実発展の方途を早急に施策化していく必要があり、歴史と文化の拠点として、苗木城跡一帯を観光のメッカとして発展させていくための国指定史跡範囲の追加指定、大駐車場の整備、観光客用ビジターセンターの設置、散策道の整備や風吹門跡建物復元などの計画を具体化し、更に苗木城跡を全国に発信すべく行政に担当窓口を設置し、苗木城跡一帯の観光地化を進めて頂きたいここに陳情いたします。</p> <p>2、陳情の理由</p> <p>以下に列記した内容をもって陳情の理由といたします。</p> <p>(1) 整備事業の内容</p> <p>① 文化庁に対して国指定史跡範囲の追加指定を早急に実施されたい 昭和56年国指定となった苗木城跡の城郭の範囲は、昨年度中津川市によって民有地の公有化がなされて苗木城跡の史跡を更に広げることが可能となりました。そこで二の丸下の大きな石垣、下屋敷跡の範囲、さらさら公園付近の太鼓櫓跡、山中屋敷跡、物見を始め武家屋敷群を早急に調査し、史跡範囲を確定し、文化庁へ追加指定申請をお願いしたい。</p> <p>② 雲林寺跡の文化財指定及び公有地化によるビジターセンターの設置 苗木遠山史料館の入り口道路左側手前にある現在個人の所有地については、苗木藩主の菩提寺であった雲林寺跡地であり、苗木藩が明治維新期に廃仏毀釈を中心的に断行された場所として歴史的文化遗产として市指定史跡として永く伝える必要があります。この地を早急に学術調査して寺跡全体の位置確定を行う必要があります。またこの地は、史料館の直近にあり、苗木城跡へ向かう好位置にあるので敷地を公有化して、観光客用のビジターセンターとして建物の改修等によって活用されるように計画化して実現願いたい。</p> <p>③ 大駐車場等の整備 ・苗木城跡を訪れる観光客は、マイカー利用が圧倒的であり、現在さらさら公園や史料館の駐車場など点在する四カ所に160台駐車できます。交通</p>			

整理案内を市の支援で土・日曜日に行っているところですが、春夏秋のシーズン中には混雑を極めています。そのため大駐車場として、国道257号線から史料館へ向かう道路の右側ゲートボール場跡地及び名鉄ホテル跡地の2か所を大駐車場として新設されたい。

・さくら公園の市道から入った二段地目の駐車場南側の菖蒲池跡を整備して駐車場の拡充を願いたい。

④ 雲林寺墓地群及び雲林寺跡の景観保全エリアとしての指定実現

高森墓地管理組合が管理している墓地群及び市指定史跡遠山家廟所と市指定史跡安田太左衛門殉死跡岩を含んだ場所は、藩主廟所を囲む家臣団の墓石群が一か所に集中しており、苗木藩が江戸幕府260年間を転封なく遠山家が知行し、明治維新には廃仏毀釈を断行した稀有な歴史の象徴としての景観が残されており、これを歴史保存していく中津川市独自の概念規定を定めて、景観保護されるように提案したい。そして広く観光客や訪れる歴史愛好者や市民に歴史文化を末永く伝えていく必要がある。

⑤ 苗木城跡周辺一帯の散策道の整備と城郭内道の修理と表示板設置

A：雲林寺墓地を巡り、市指定史跡遠山家廟所・同史跡安田太左衛門殉死跡を通り、雲林寺跡、正岳院跡、寿昌院跡、雲林寺和尚墓地などを巡り、藩校日新館跡への道。

B：青邨記念館跡から高森神社下を通過して、足軽長屋跡へでる道を整備して散策道とする（倒木の片付け、城跡天守・二の丸等が眺望できるように立木の伐採と表示板の設置）。

C：足軽長屋跡側から及び欄干屋敷道から二の丸下の下屋敷へ通じ、旧城山新道へ通ずる道を整備して散策道とする。

D：城跡北門から太鼓櫓を巡り、武家屋敷跡を巡り山中屋敷跡などを巡る散策道を整備する。

E：城郭内の千石井戸側から曲り郭を通る道の的場下の道石垣が従前から崩壊しており多人数での通行が危険のため、年次計画で修復をしていただきたい。

F：苗木城の三の丸から上地に降りる大手門道は四十八曲がりと呼ぶ苗木城跡にとって表道であるので散策しやすく整備されたい。併せて上地から旧山の田川鉄橋下から通ずる丈六道も整備されたい。

⑥ 苗木城跡・木曾川・恵那山・リニア橋梁の見える芝生広場整備事業

（苗木城跡・恵那山と笠置山及び木曾川の歴史景観フォトスポット）

*名鉄ホテル跡地の立木を伐採して広場として整備し、大型駐車場、トイレ設置、芝生広場の整備を行い周囲にサクラ・モミジの植樹を行い美しい景観を楽しめる広場として整備されたい。

⑦ 苗木城跡観光地化推進のため行政窓口の設置

行政と民間が協働して苗木城跡の観光地化推進を遂げるには、窓口となる行政課を現在のような縦割り二極でなく、一本化した窓口「(仮称)苗木城跡観光地化推進課」を是非とも設置いただき機能的、能動的な行政を遂行されるようお願いしたい。

(2) 苗木城跡の建物復元計画の実現

・苗木城跡保存修理事業のなかで平成25年7月18日付け苗木城跡・苗木遠山史料館友の会の市長宛要望書2-(5)で要望した風吹門跡及び厩跡の復元整備を是非行っていただきたい。これによって観光客の休憩、一時避難施設としての活用が図れるので是非実現されたい。

・苗木城跡の総合案内板の設置を苗木城跡保存修理事業計画の最終時期と

聞いているが、何とか前倒しはできないか。併せて各箇所の説明板にQRコードを設置して、携帯電話から史跡説明案内が出来るようにされたい。

(3) 事業遂行の想定期間

上記の事業を実施するについては、平成31年度から38年度の間優先順位付けによって実施を図って頂きたい。

以上掲げましたように大項目3点、中項目7点、小項目6点について、私ども苗木地域まちづくり推進協議会に参画する諸団体、苗木区民のまとまった切なる願いでありますので、是非ともこの計画が画餅に終わることなく実現されるように陳情いたします。

中部電力(株)
苗木変電所

苗木

苗木

苗木さくら公園

苗木城跡太鼓楯
山中屋敷散策道

苗木城跡散策道

苗木城跡那木道散策道

寿昌院跡

藩校日新館跡

正岳院跡

苗木城跡高森神社下散策道

苗木城跡下屋敷散策道

苗木

苗木城跡大駐車場

苗木城跡大駐車場

芝生広場・東屋・桜・モミジ植樹地(大駐車場に併設)

P5

P3

P4

P3-2

257

かすみ荘

しるやま旅館
青山泉美

老人保健施設城山

城山病院
訪問看護ステーション
指定居宅介護
支援センター城山

駐車場

苗木(北東町)

南園

寺

安田正義

安田正義